



成環対第193号  
平成24年5月21日

東京電力株式会社  
取締役社長 西澤 俊夫 様

成田市長 小泉 一成



### 放射性物質の対策に要した費用の請求について（第一次分）

平成23年3月11日に発生した貴社福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が広範囲に放出し、その影響が本市域にも及んだことは明らかである。

原子力発電所の事故により生じた原子力損害は、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、その損害の原因や内容に応じて、適切な賠償が行われることとなっている。

この度の原子力発電所の事故により生じた損害について、原子力損害賠償紛争審査会の平成24年3月16日付け中間指針第二次追補において、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去に加え、・・・（中略）・・・並びに汚染された廃棄物の処理を含む。）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用等及び住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体等が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められるとしている。

したがって、これまで本市が放射性物質の対策に要した費用について、原因者である東京電力株式会社に下記のとおり請求する。

なお、本請求後に生じた放射性物質の対策に要した費用については、改めて請求する。

#### 記

##### 1. 請求額

放射性物質の対策に要した費用 157,478,965円

##### 内訳（金額の詳細については別添資料参照）

・放射性物質測定費用	335,855円
・放射線量低減対策費用	6,741,000円
・廃棄物処理費用	147,320,474円
・職員人件費	3,081,636円

成田市環境部環境対策課

〒286-8585 成田市花崎町760番地

電話 0476-20-1532